

茨木市 評価項目詳細シート

平成29年度
総合評価一般競争入札
「市庁舎等管理業務委託」
大阪府茨木市

評価項目	分類	1 價格評価	細分類	一
評価点	総点数	250点	個別点	250点
項目	契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。 (評価点に差がない場合の落札予定者の決定方法) 1.総合評価の結果、評価点に差がなく2者以上の者が落札予定者となつた場合は、入札金額の低い者を落札者とする。 2.上記において、入札金額も同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。			
評価内容	価格評価点は、予定価格以下の金額で、入札を行った者に対して、次の方法で算出する。予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格とする。 1 低入札基準価格と同額で入札を行った者の価格評価点は、最高点(250点)とする。 2 低入札基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札基準価格を当該入札金額で除して補正率を算出(小数点3位未満切り捨て)し、価格評価点の最高点(250点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切り捨て)する。 3 低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者の価格評価点は、当該入札金額を低入札基準価格で除して補正率を算出(小数点3位未満切り捨て)し、価格評価点の最高点(250点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切り捨て)する。 ※必要に応じてヒアリングを行い、詳細内訳等の提出を求める場合がある。			
提出書類	1 入札書 (市指定用紙) 2 積算内訳書(任意様式) ※1、2は同封筒に入れ封緘すること。			
加点方法	上記評価内容及び右記記載の価格評価点算出方法の例示を参照			
評価時確認方法等				

価格評価点算出方法例示			
入札参加者	入札金額	価格評価点	備考
A	¥85,000,000	失格	予定価格超
B	¥81,000,000	失格	予定価格超
C	¥80,000,000	175	
D	¥70,000,000	200	
E	¥65,000,000	215	
F	¥56,000,000	250	
G	¥50,000,000	223	低入札基準価格未満
H	¥42,000,000	187	低入札基準価格未満

評価項目	分類	2 技術的評価	細分類	(1) 研修体制	履行担保方法	研修実施計画書(様式2)は、仕様書に規定されたものと見なす。
評価点	総点数	50点	個別点	10点		
項目	技術力向上のための研修				契約認定期間中の	・研修実施後は、研修実績報告書(様式1)により報告を求め、受講修了証及び研修レジュメ等により確認
評価内容	詳細	1.研修の実施状況(昨年度に実施した研修)を評価する。 2.契約期間中(履行期間の初日から6か月以内)の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。			注意事項	・提出書類において、研修内容等の確認が行えないもの、あるいは、不明瞭な内容(明らかに実現性のない内容等)のものは評価しない。 ・企業独自の研修、認定機関への研修派遣の別は問わない。 ・個人情報を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。
提出書類		1 研修実績報告書(様式1) 2 研修実施計画書(様式2)			配布資料	1 研修実績報告書(様式1) 2 研修実施計画書(様式2)
加点方法		1 研修実績の内容を評価⇒ 7点 2 研修計画の内容を評価⇒ 3点			その他	
評価時確認方法等		1 研修実績報告書(様式1)及び当該研修の受講修了証と研修レジュメ等により確認を行う。 → 受講修了証(修了証等が発行されていない場合は受講者名簿で可)及び研修レジュメ(市販の冊子等が使用された場合は表紙と目次のみを提出)等を別途添付。(添付がない場合は評価の対象としない。) 2 研修実施計画書(様式2)により確認を行う。 → 予定している研修のレジュメ等を添付。				

茨木市 評価項目詳細シート

2(2)1

評価項目	分類	2 技術的評価	細分類	(2)履行体制	履行担保方法	1 全業務実施体系図、各業務別実施体系図、日常清掃作業計画書、定期清掃作業計画書、各業務別作業計画書は、仕様書に規定されたものと見なす。			
評価点	総点数	50点	個別点	20点		2 配置予定業務責任者等の資格・経験は、仕様書に規定されたものと見なす。			
評価内容	項目	1.適正な履行確保のための業務体制			契約認期方間法中の	・日常の履行検査により確認を行う。			
	詳細	1.仕様に基づく、各業務に係る作業計画表を作成し、それらの作業計画を実施するための業務体制の内容を評価する。 2.配置予定の業務主任責任者等の資格・経験を評価する。			注意事項	各作業計画書、配置予定業務責任者等の資格・経験において、作業内容等の確認が行えないもの(当該業務に直接関連しない作業内容)、あるいは不明瞭な内容(仕様に基づく業務を加味していない内容)のものは評価しない。 ・個人情報を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。			
提出書類	1-1 全業務実施体系図(任意様式) 1-2 各業務別実施体系図(任意様式) 1-3 日常清掃作業計画書(任意様式) 1-4 定期清掃作業計画書(任意様式) 1-5 各業務別作業計画書(任意様式) 2 配置予定業務責任者等の資格・経験(様式3) 2 については、各業務ごとに提出すること。					配置予定業務責任者等の資格・経験(様式3)			
加点方法	1-1、1-2の業務実施体系図の整備状況を評価する。⇒5点 1-3、1-4、1-5の作業計画内容の仕様書への適合性を評価する。⇒10点 2 配置予定業務責任者等の資格・経験を評価する。⇒5点					・当該業務を契約する場合には、配置予定業務責任者等の資格・経験(様式3)で届け出た者を専任で配置しなければならない。ただし、その者が退職、病気等やむを得ない理由により、あらかじめ、本市の承諾を得た場合には変更することができる。この場合において、変更しようとする業務責任者等は、当初に配置予定者として届け出た者と同等以上の資格・経験を有していると、本市が認めた場合に限る。			
評価時確認方法等	1 当該施設の仕様・作業計画に基づき、それらを実施するための「業務実施体系図」及び「作業計画書」(任意様式)により確認を行う。 2 配置予定業務責任者等の資格・経験(様式3)により確認を行う。					その他			

茨木市 評価項目詳細シート

2(2)2

評価項目	分類	2 技術的評価	細分類	(2)履行体制	履行担保方法	1 自主検査体制に関する規定等は、仕様書に規定されたものと見なす。 2 当該業務における自主検査計画書は、仕様書に規定されたものと見なす。					
評価点	総点数	50点	個別点	10点							
評価内容	項目	2.自主検査体制			契約認期方間法中の	・自主検査体制に関する規定等及び当該業務における自主検査計画書に基づく検査を行ったときは、自主検査報告を書面(任意様式)で求める。また、自主検査結果に伴う改善指示及び改善結果についても書面(任意様式)で報告を求め、自主検査体制が機能しているかを確認する。					
	詳細	1.自主検査体制規定の整備状況を評価する。 2.当該業務における自主検査計画書を評価する。				1 自主検査体制に関する規定等において、不明瞭な内容(明らかに実効性のないもの)のものは、評価しない。 2 当該業務における自主検査計画書において、確認が行えない内容(当該業務に関連のない自主検査計画)のもの、あるいは、不明瞭な内容(明らかに実効性のないもの)のものは、評価しない。 ・個人情報を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。					
提出書類	1 自主検査体制に関する規定等(任意様式) 2 当該業務における自主検査計画書(任意様式)					配布資料					
加点方法	1 自主検査体制の規定の有無及び内容⇒5点 2 当該業務における自主検査計画書の有無及び内容⇒5点					その他					
評価時確認方法等	1 自主検査体制に関する規定等(任意様式)により確認を行う。 2 当該業務における自主検査計画書(任意様式)により確認を行う。										

評価項目	分類	2 技術的評価	細分類	(3)品質保証への取組	履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
評価点	総点数	50点	個別点	5点		
評価内容	項目	1.品質ISO認証の取得状況			契約認期方間中の	・評価時のみの確認
	詳細	1.品質ISO認証の取得状況を評価する。				
提出書類	ISO9001の登録証(写) ISO9001を申請中である旨の証明書			注意事項	配布資料	
加点方法	ISO9001取得者 →5点 ISO9001申請中の者⇒2点					
評価時確認方法等	ISO9001の登録証の写しで確認を行う。 ISO9001を申請中である旨の証明書で確認を行う。			その他		

評価項目	分類	2 技術的評価	細分類	(3)品質保証への取組	履行担保方法	・苦情処理体制(要領等)は、仕様書に規定されたものと見なす。					
評価点	総点数	50点	個別点	5点							
評価内容	項目	2.苦情処理体制			契約認期方間法中の	・当該業務の履行期間中に苦情処理等の必要が生じた際は、受注者より対応結果を報告させ、苦情処理体制に基づく処理がなされたかについて、確認を行う。					
	詳細	1.苦情処理体制の整備状況を評価する。				苦情処理要領(マニュアル等)が不明瞭(役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法等が明記されていないもの)なものは、評価しない。					
提出書類	1 苦情処理要領(マニュアル等)(任意様式)										
加点方法	苦情処理要領の有無及び内容⇒5点										
評価時確認方法等	苦情処理要領(マニュアル等)及び所定書式(要領等で規定する報告書、指示書及び結果報告書等)の添付により確認を行う。										
注意事項											
配布資料											
その他											

茨木市 評価項目詳細シート

3(1)1

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮	履行担保方法	就職困難者新規雇用計画書(様式4)により提案を受けた内容は、仕様書に規定したものと見なす。 →様式4に、平成29年10月1日までに完全実施する旨を併記する。
評価点	総点数	200点	個別点	15点		
評価内容 詳細	項目	1.就職困難者の雇用			契約認期方間法中の 注意事項	就職困難者を新規雇用、または、解雇した場合は、速やかに就職困難者雇用状況等報告書(様式4-1)の提出を求め確認を行う。 →平成29年10月1日までに雇用予定人員に満たないときは、改善勧告を行うものとする。
	詳細	1.就職困難者の新規雇用予定者数を評価する。 2.就職困難者の既存雇用者の状況(平成24年4月1日以降に雇用し、書類提出時点で1年以上雇用を継続している者)を評価する。				個人情報(従業員の氏名)を含む書類の提出について、必ず対象者の同意を得ておくこと。
提出書類		1就職困難者新規雇用計画書(様式4) 2就職困難者雇用実績報告書(様式5)				
加点方法		1 就職困難者の新規雇用予定者数(他施設を含む。) 新規雇用 3人以上 ⇒ 5点 新規雇用 2人 ⇒ 3点 新規雇用 1人 ⇒ 1点 ※新規雇用者は、(1)茨木市就職サポートセンター(市役所内)、 (2)茨木市子ども・若者自立支援センター(くろす)、 (3)母子家庭等就業・自立支援センター、 (4)生活困窮者自立相談支援機関(あすてっぷ茨木)の相談者、 (5)ホームレス自立支援センターの利用者 (6)本市において生活保護受給中の者とする。 ※新規雇用については、平成29年7月1日から10月1日までに新たに雇用する者とする。ただし、新規雇用予定者は、本総合評価の申込書類の提出日から、過去1年以内に貴社に雇用されていた者を除く。 2 就職困難者の継続雇用実績を評価する。 継続雇用者 2人以上 ⇒ 10点 継続雇用者 1人 ⇒ 5点 ※継続雇用者の対象は、上記(1)~(5)の紹介者とする。 ※3(1)2障害者の雇用は、別途評価を行うため除く			配布資料	1 就職困難者新規雇用計画書(様式4) 2 就職困難者雇用実績報告書(様式5) 3 就職困難者雇用状況等報告書(様式4-1)
評価時確認方法等		1 就職困難者新規雇用計画書(様式4)により確認を行う。 2 就職困難者雇用実績報告書(様式5)により確認を行う。			その他	

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮	履行担保方法	1 障害者雇用計画書は、仕様書に規定されたものと見なす。 2 障害者就労支援企画書は、仕様書に規定されたものと見なす。
評価点	総点数	200点	個別点	30点		
評価内容	項目	2.障害者の雇用				
詳細		1.当該施設を活用した障害者の新規雇用計画を評価する。 2.障害者の雇用実現のための就労支援企画を評価する。 3.今後の障害者雇用に向けた取組の提案及び過去5年間の実績を評価する。			契約認期方間法中の	・当該業務において、障害者を新たに雇用し、就業または就業していた者を解雇した場合(既に雇用関係があり配置転換した場合を含む)は、速やかに障害者雇用状況等報告書(様式6-1)及び障害者就労支援報告書(任意様式)により報告を求めるとともに、新たに就業させる障害者について、障害者である旨が確認できる書類(療育手帳等)の写し、雇用契約のわかる書類とともに、従事者名簿により報告を求める。 →平成29年10月1日までに雇用予定人員に満たないときは、改善勧告を行うものとする。
提出書類		1 障害者雇用計画書(様式6) 2 障害者就労支援企画書(様式7①) 3 障害者雇用の取組実績報告書(様式7②)			注意事項	2 就労支援体制の提案は、就労支援機関に相談を行った具体的な内容の記述が必要です。 ・個人情報を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。
加点方法		1当該施設での障害者の雇用計画(10点限度) ○新規又は継続雇用⇒6点(1人) ※既存就労者を雇用する場合は、新規契約希望者であるかどうかを問わず継続扱いとする。 ・短時間労働者(20~30時間)は、3点(1人)とする。 ・重度障害者、市内居住者は2倍とする。 ・精神・身体障害者を雇用した場合、最低賃金法第8条に基づく最低賃金の適用除外申請を行わないことを条件とする。 2・3 障害者差別解消法を踏まえ障害者の雇用を実現するための就労支援体制の整備、過去5年間の障害者雇用及び今後の障害者雇用に向けた取り組みに関する提案(20点) 2-1 就労支援体制の提案の有無及び内容⇒5点 (1)専任支援者配置 (2)個々の適性に応じた配置 (3)通勤時等のサポート体制 (4)職場定着(継続雇用)のための支援 3-1 今後の障害者雇用に向けた取組の提案の有無及び過去5年間の障害者雇用に関する取組 ⇒15点 ・当該施設で雇用予定がない場合でも、他の現場で雇用を予定している場合等、障害者の雇用や就労支援に向けた取組みの提案内容を評価する。(3点) ・平成24年4月1日以降に新規雇用し、提案書提出日の前日において1年以上継続して雇用された者が5人以上(12点) 3人~4人(8点) 1人~2人(4点)		配布資料	1 障害者雇用計画書(様式6) 2 障害者就労支援企画書(様式7①) 3 障害者雇用の取組実績報告書(様式7②) 4 障害者雇用状況等報告書(様式6-1)	
評価時確認方法等		1 障害者雇用計画書(様式6)を確認する。 2 障害者就労支援企画書(様式7①)を確認する。 3 障害者雇用の取組実績報告書(様式7②)を確認する。		その他	【参考】 今後の障害者雇用に向けた取り組み事例 ・企業での障害者雇用に向けた取組体制の提案 ・企業としての積極的な実習の受け入れ方策や訓練から雇用に結びつける一貫した就労支援方策の提案 ・精神障害者の就労支援方策として、実習の受け入れやグループワークによる訓練を活用し、企業での雇用やグループ就労へと結びつける方策の提案 ・その他、今後の障害者雇用に向けた取り組みについての企業提案	

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮	評価時のみの確認のため、特に担保は不要。																				
評価点	総点数	200点	個別点	20点																					
項目	3.障害者の雇用率等																								
評価内容 詳細	<p>1.障害者雇用率又は雇用者数(平成28年6月1日現在)を評価する。</p> <p>※常用雇用労働者数が50人以上の事業所で雇用率が2.0%を満たしていない場合は、障害者を雇用していても評価点は0点とする。</p>																								
提出書類	<p>1 障害者雇用状況報告書の写し</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年9月30日労働省令第38号)第8条で規定する「障害者雇用状況報告書」(平成28年6月1日現在のもので、所管する公共職業安定所の受付印があるもの)の写しを提出すること。</p>																								
加点方法	<p>A(雇用率) B(雇用者数)</p> <table> <tr> <td>①4.40%以上</td><td>20点</td> <td>①34人以上</td><td>20点</td> </tr> <tr> <td>②3.80%～4.39%</td><td>15点</td> <td>②26人～33人</td><td>15点</td> </tr> <tr> <td>③3.20%～3.79%</td><td>10点</td> <td>③18人～25人</td><td>10点</td> </tr> <tr> <td>④2.60%～3.19%</td><td>5点</td> <td>④10人～17人</td><td>5点</td> </tr> <tr> <td>⑤2.00%～2.59%</td><td>1点</td> <td>⑤1人～9人</td><td>1点</td> </tr> </table> <p>→雇用率及び雇用者数の算出方法は、「障害者雇用の促進に関する法律」に基づくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用率と雇用者数の点数の高いほうの得点を加点する。 (A・Bの重複加算は行わない) 雇用率の算出は、小数点第3位を四捨五入する。 					①4.40%以上	20点	①34人以上	20点	②3.80%～4.39%	15点	②26人～33人	15点	③3.20%～3.79%	10点	③18人～25人	10点	④2.60%～3.19%	5点	④10人～17人	5点	⑤2.00%～2.59%	1点	⑤1人～9人	1点
①4.40%以上	20点	①34人以上	20点																						
②3.80%～4.39%	15点	②26人～33人	15点																						
③3.20%～3.79%	10点	③18人～25人	10点																						
④2.60%～3.19%	5点	④10人～17人	5点																						
⑤2.00%～2.59%	1点	⑤1人～9人	1点																						
評価時確認方法等	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する「障害者雇用状況報告書」(平成28年6月1日現在のもので、所管する公共職業安定所の受付印があるもの)により、雇用率又は雇用者数を確認する。																								
履行担保方法																									
契約認期方間法中の	評価時のみの確認																								
注意事項	<p>「障害者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所への報告書)」を提出すること</p> <p>※障害者の雇用の促進に関する法律施行規則(昭和51年9月30日労働省令第38号)第8条で規定する「障害者雇用状況報告書」(平成28年6月1日現在のもので、所管する公共職業安定所の受付印があるもの)の写し</p> <p>※障害者の算定方法、除外率について不明な場合は、公共職業安定所(ハローワーク)へお問い合わせください。</p>																								
配布資料																									
その他	<p>関連ホームページ</p> <p>障害者雇用について</p> <p>厚生労働省</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html</p>																								

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮	障害者及び就職困難者職場実習事業計画書は、仕様書に規定されたものと見なす。		
評価点	総点数	200点	個別点	15点			
項目	4.障害者及び就職困難者の就労への移行に関する取組						
評価内容	詳細	1.当該施設での障害者及び就職困難者の職場実習受入計画を評価する。					
提出書類	1 障害者及び就職困難者職場実習事業計画書 (様式7-1)						
加点方法	<p>【契約期間(3年)における各1年間の合計予定人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者及び就職困難者職場実習受入予定人数 1年間に各5人以上 ⇒ 15点 ・障害者及び就職困難者職場実習受入予定人数 1年間に各3人以上4人以下 ⇒ 10点 ・障害者及び就職困難者職場実習受入予定人数 1年間に各1人以上2人以下 ⇒ 5点 <p>ただし、上記契約期間の予定人数を3カ年継続すること。</p> <p>※障害者及び就職困難者職場実習生の条件</p> <p>(1) 本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 障害者：障害者就業・生活支援センターの紹介者、または茨木市内の福祉施設利用者とする。</p> <p>(3) 就職困難者：茨木市就職サポートセンター(市役所内)、茨木市子ども・若者自立支援センター(くろす)、母子家庭等就業・自立支援センター、生活困窮者自立相談支援機関(あすてっぷ茨木)の相談者、ホームレス自立支援センターの利用者、本市において生活保護受給中の者とする。</p>						
評価時確認方法等	1 障害者及び就職困難者職場実習事業計画書(様式7-1)により確認を行う。						
履行担保方法							
契約認期方間法中の	<ul style="list-style-type: none"> ・職場実習生を受入れた場合は、速やかに現場配置を行う障害者及び就職困難者(以下「障害者等」という。)の名簿、障害者等であることを証する書類を提出すること。(生活困窮者自立支援法による支援事業対象の就職困難者である証明は、本市福祉政策課で発行。) ・必要に応じて、実施状況(任意様式)を提出すること。 ・職場実習終了後には、障害者及び就職困難者職場実習実績報告書(様式7-2)を提出すること。 <p>※下記の期日までに受け入れ予定人数に満たないときは改善勧告を行うものとする。</p> <p>29年度 → 平成29年10月1日まで</p> <p>30年度 → 平成30年10月1日まで</p> <p>31年度 → 平成31年10月1日まで</p>						
注意事項	<p>障害者等の職場実習の条件</p> <p>(1) 職場実習期間 1人につき7日以上</p> <p>(2) 実習時間 原則午前10時～午後4時までの間(3時間以上)</p> <p>(3) 災害補償等 実習生は、職場実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入</p> <p>(4) その他 支援者が必要な場合は、支援担当者を付ける</p> <p>※同一人物が複数回実習に参加する場合は、複数回の加点は行わない。</p>						
配布資料	1 障害者及び就職困難者職場実習事業計画書(様式7-1) 2 障害者及び就職困難者職場実習実績報告書(様式7-2)						
その他							

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2)安心して働く環境の整備	既雇用者の継続雇用促進に関する提案書は、仕様書に規定されたものと見なす。	
評価点	総点数	200点	個別点	10点		
評価内容	1.既雇用者に対する継続雇用					
	詳細	1.既に雇用されている従事者(本業務で評価対象となった新規雇用予定者以外の者をいう。本項目において「既雇用者」という。)に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。				
提出書類	既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式8)					
加点方法	既雇用者に対する継続雇用促進の意思を評価→10点					
評価時確認方法等	既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式8)により確認を行う。					
履行担保方法						
契約認期方間法中の	<ul style="list-style-type: none"> 提案のあった内容は、必要に応じ、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認。又は、市の関係部局によるヒアリングを行う。 					
注意事項	<p>評価の対象者に対する事業間の雇用引き継ぎについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の総合評価入札において、既雇用者が継続雇用を希望する場合については、可能な限り雇用の継続に努めること。 <p>継続雇用について、3(1)①、3(1)②と重複する場合は、この項の評価は行わない。</p>					
配布資料	既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式8)					
その他	参考 労働条件通知書(厚生労働省ダウンロードコーナーを参照)					

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2)安心して働く環境の整備	提出書類の内容等は、仕様書に規定されたものと見なす。	
評価点	総点数	200点	個別点	5点		
評価内容	2.パートタイム労働者の雇用管理改善への取組					
	詳細	1.パートタイム労働者の雇用管理改善に対する社内規定の有無及び内容を評価する。				
提出書類	パートタイム労働者の雇用管理改善への取組(様式9) 1-1 労働条件の文書交付に係る社内規定等 1-2 パートタイム労働者に係る就業規則等					
加点方法	労働条件の文書交付に係る社内規定等及びパートタイム労働者に係る就業規則等の有無及びその内容 ⇒5点					
評価時確認方法等	制度・社内規定等、今後の取組に係る有効性・実現性を確認するため、関係書類等の提出を求め、評価を行う。 なお、必要に応じ関係部局によるヒヤリングを行う。					
履行担保方法						
契約認期方法中の	提出書類の内容に基づき、必要に応じ契約期間中における実施状況(任意書式)などの提出を求め確認を行う。					
注意事項						
配布資料	パートタイム労働者の雇用管理改善への取組(様式9)					
その他	関連ホームページ 厚生労働省 雇用均等 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/					

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2)安心して働く環境の整備	
評価点	総点数	200点	個別点	20点	
評価内容 項目 詳細	3.業務従事予定者の雇用条件等に対する取組				
	1.本業務従事予定者に対する雇用条件を評価する。				
提出書類	業務従事予定者の雇用条件申告書(様式10)				
加点方法	<p>本業務の従事予定者に対する雇用条件を総合的に評価する ⇒ 20点 (評価内容)</p> <p>1 雇用期間 2 賃金及び各種手当の支給 3 有給休暇付与 4 各種保険の加入 5 新規雇用者の継続雇用</p> <p>について、労働基準法等の関係法令に抵触していないか等について就業規則等で確認(ヒアリングを行った場合は、その結果を含む。)を行い、評価する。</p>				
評価時確認方法等	業務従事予定者の雇用条件申告書(様式10)を就業規則等により確認(ヒアリングを行った場合は、その結果も含む。)を行う。				
	履行担保方法	提出書類の内容等は、仕様書に規定されたものと見なす。			
	契約認期方法中の	業務従事予定者の雇用条件申告書(様式10)に基づき、必要に応じて市の関係部局によるヒアリングを行う。			
	注意事項	必要に応じて市の関係部局によるヒアリングを行うことがあります。			
	配布資料	業務従事予定者の雇用条件申告書(様式10)			
	その他				

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2)安心して働く環境の整備	履行担保方法	①～④共通 評価時のみの確認	
評価点	総点数	200点	個別点	15点			
評価内容 詳細	4.人権問題、男女共同参画への取組					提出書類の内容に基づき、有効性・実現性を確認するため、必要に応じヒアリングを行う。	
	1.職場におけるセクシャルハラスメント等防止に対する社内規定の有無及びその内容を評価する。 2.職場における男女均等の取組を評価する。 3.継続的、定期的な人権研修の実施状況を評価する。 (告示日以前3年間) 4.公正採用選考人権啓発推進員の設置の有無を評価する。						
提出書類	1 職場における男女均等等・セクシャル・ハラスメント等の防止への取組(様式11) 1-1セクシャル・ハラスメントの防止に関する社内規定等(任意様式) 2 管理職名簿(名前、男女、役職名)、管理職の登用状況(様式12-1) 2-1登記簿謄本の写し(取締役、監査役の氏名が確認できるもの) 3 人権研修実績報告書(様式12-2) 受講終了証(又は受講者名簿)、研修レジュメ等の研修概要のわかるものを別途添付すること。 ※添付がない場合は、評価の対象としません。 4 採用規定等の写し(公正採用選考人権啓発推進員の設置状況が確認できるもの)					・人権研修については、企業独自の研修、研修機関への派遣研修の別は問わない。	
	1 セクシャル・ハラスメント等の防止に関する社内規定等の有無及びその内容 社内規定有かつ相談窓口を設置 ⇒5点 社内規定のみ有 ⇒3点 2 管理職中の女性の割合 ・15%以上 ⇒3点 ・15%未満 ⇒1点 2-1会社経営方針決定過程等への女性の参画状況 ・取締役又は監査役に女性が含まれる場合 ⇒2点 3 人権研修実績報告書の内容 ⇒3点 4 公正採用選考人権啓発推進員を設置 ⇒2点					注意事項	
評価時確認方法等	1 セクシャル・ハラスメントの防止に対する社内規定等の写の提出を求め、社内規定の内容、相談窓口の設置状況を確認し評価を行う。 2 女性管理職の登用状況(様式12-1)及び登記簿謄本により取締役、管理職への女性の登用状況を確認する。 3 人権研修実績報告書及び当該研修の受講修了証と研修資料により実績を確認する。 4 採用規定等により公正採用選考人権啓発推進員の設置の有無を確認する。					配布資料	
	関連ホームページ 厚生労働省 雇用均等 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/					その他	

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2)安心して働く環境の整備	提出書類の内容等は、仕様書に規定されたものと見なす。		
評価点	総点数	200点	個別点	15点			
項目	5.次世代育成支援への取組						
評価内容	詳細	1.次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無について評価する。 2.仕事と育児・介護との両立支援に対する就業規則の有無、内容及び取得実績を評価する。(告示日以前3年間)					
提出書類	1 一般事業主行動計画の写し 1・2 育児・介護休業制度への取組(様式13) 2-1 育児・介護休業制度及び勤務時間短縮等に係る就業規則の写し 2-2 育児・介護休業制度にかかる取得実績等がわかる書類(任意様式)						
加点方法	1 一般事業主行動計画の策定の有無とその内容及び公表状況 行動計画を策定・公表し、数値目標を5項目以上設定 ⇒ 5点 行動計画を策定・公表しているが、数値目標が4項目以下設定 ⇒ 3点 行動計画を策定していない又は計画は策定しているが公表していない ⇒ 0点 2-1 仕事と育児・介護との両立支援に対する就業規則の有無及びその内容 ⇒ 4点 2-2 育児・介護休業制度等取得状況(告示日以前3年間) ⇒ 6点限度 各休暇等1人以上取得で加点する。1人につき1点、各休暇等につき2点まで。						
評価時確認方法等	1 一般事業主行動計画の写しを確認するとともに、各社のホームページ等で公表状況を確認する。 2 育児・介護休業制度等の利用があった場合は、過去3年間の取得実績がわかる書類により確認を行う。 ・制度・社内規定等及び今後の取組に係る有効性・実現性を確認するため、就業規則等の関係書類の提出を求め、評価を行う。なお、必要に応じ関係部局によるヒアリングを行う。						
履行担保方法							
契約認期方間法中の	提出書類の内容に基づき、有効性・実現性を確認するため、必要に応じヒアリングを行う。						
注意事項							
配布資料	1 育児・介護休業制度への取組(様式13)						
その他	関連ホームページ 厚生労働省 雇用均等 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/						

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2)安心して働く環境の整備	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
評価点	総点数	200点	個別点	10点		
評価内容 項目 詳細	6.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けてワーク・ライフ・バランス等の推進に関する各種の認定を積極的に取得している企業を評価する。					
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定申告書(様式13-1)					
提出書類					評価時のみの確認	
加点方法	えるぼし認定企業 1段階目 5点 えるぼし認定企業 2段階目 8点 えるぼし認定企業 3段階目 10点 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し公表している (常時雇用する労働者が300人以下の場合) 2点 くるみん認定企業 5点 プラチナくるみん認定企業 9点 ユースエール認定企業 9点 複数に該当する場合、点数の高いほうの得点を加点する。					
評価時確認方法等	各認定証等により確認を行う					
履行担保方法					注意事項	
契約認定期間法中の						
配布資料	1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定申告書(様式13-1)					
その他						

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(3) 環境への配慮	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
評価点	総点数	200点	個別点	15点		
項目	1.環境への取組					
評価内容	入札参加者の環境への取組み状況を評価する。 1.環境ISO認証の取得状況 2.エコアクション21(これと相互認証するものを含む)認証の 取得状況 3.1、2以外の第三者認証制度を有する環境マネジメント システム認証の取得状況					
提出書類	評価内容に記載の環境関連認証のうちいずれかの登録証の写し又は、申請中である旨の証明書					
加点方法	入札参加者の環境への取組を行っている内容(登録状況等)に応じて評価 1 ISO14001取得者 ⇒ 15点 2 ISO14001申請中の者 ⇒ 10点 3 エコアクション21(これと相互認証するものを含む※)取得者 ⇒ 12点 4 エコアクション21(これと相互認証するものを含む)申請中の者 ⇒ 7点 5 その他第三者認証制度取得者 ⇒ 12点 6 その他第三者認証制度申請中の者 ⇒ 7点 ※エコステージ、KES(京のアジェンダ21フォーラム)に関しても同様の趣旨 の制度であることから、エコアクション21の取得者と同様に評価を行う。 ・各認証制度の重複評価は行わない。					
評価時確認方法等	各認証制度等の登録証(写)又は、申請中である旨の証明書により確認を行う					
履行担保方法						
契約認期方法中の	評価時のみの確認					
注意事項	評価にあたっては、重複評価は行いません。					
配布資料						
その他	認証制度等の窓口ホームページ ・ISO14001→財団法人日本適合性認定協会等 ・エコアクション21→財団法人地球環境戦略研究機関					

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(3) 環境への配慮	履行担保方法	資機材等再生品使用状況報告書は、仕様書に規定されたものと見なす。
評価点	総点数	200点	個別点	10点		
評価内容 詳細	項目	2.環境負荷低減に対する取組			契約認期方間法中の 評価対象について	資機材等再生品使用状況報告書により報告のあった資機材は、必要の都度、確認を行う。
	1.当該業務に使用する資機材の再生品使用状況を評価する。(仕様書に指定したものを除く) 2.低公害車等の導入状況					1 当該業務に使用する資機材の再生品は、大阪府認定リサイクル製品、エコマーク商品、再生紙、牛乳パック商品、PETボトルリサイクル推奨マーク商品、グリーンマーク商品等とします。 ・仕様書等において再生品の使用を義務付けしている資機材は、評価の対象としない。 ・当該業務に使用する資機材、作業服等は評価の対象となりますが、報告書等に使用する紙類等の事務用品や従事者が個々に使用する資機材等については、評価の対象としない。 2 低公害車等とは 1 低公害車とは、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、LPガス自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車をいう。 (環境物品等の調達の推進に関する基本方針に掲げる自動車) 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年6月3日法律第70号)(自動車NOX・PM法)による適合車をいう。
提出書類	1 資機材等再生品使用状況報告書(様式14) 2 低公害車等導入状況報告書(様式15) 2-1車検証の写し(リース等の借入車両の場合は、リース等契約書の写しも添付)				注意事項	
加点方法	1 再生品3品目以上使用 ⇒5点 再生品2品目以上使用 ⇒3点 再生品1品目使用 ⇒1点 2 事業者の低公害車導入状況 →1台 1点、2台 3点、3台以上5点					
評価時確認方法等	1 資機材等再生品使用状況報告書(様式14)により確認を行う。 → 報告書に記載された資機材と商品カタログ等の提出を求め、確認を行う。 2 低公害車等導入状況報告書(様式15)により確認を行う。 →車検証の写し(リース等の借入車両の場合はリース等契約書の写し)により確認を行う。				配布資料	1 資機材等再生品使用状況報告書(様式14) 2 低公害車等導入状況報告書(様式15)
						関連ホームページ ・大阪府認定リサイクル製品について http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/recycle-products/ ・グリーン購入(環境省) http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/index.html
					その他	

茨木市 評価項目詳細シート

3(4)

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(4) 地域貢献	履行担保方法	1 評価時ののみの確認のため、特に担保は不要。 2 茨木市における地域活動への取組(参加)計画書は、仕様書に規定されたものと見なす。					
評価点	総点数	200点	個別点	10点							
評価内容	項目	地域活動への取組			契約認期方法中の	1 評価時ののみの確認 2 茨木市における地域活動への取組(参加)を行った場合は、速やかに茨木市における地域活動への取組(参加)実績報告書(様式16-1)の提出を求め確認を行う。					
	詳細	1 地域活動への取組状況を評価する。(過去1年以内) 2 茨木市における地域活動への取組(参加)状況を評価する。									
提出書類	地域活動への取組(参加)状況報告書・茨木市における地域活動への取組(参加)計画書(様式16)										
加点方法	1 事業所の所在地での取組(参加)状況を評価する。 ⇒5点 2 茨木市における取組(参加)計画を評価する。 ⇒5点										
評価時確認方法等	1 地域活動への取組(参加)状況報告書(様式16)により確認を行う。 2 茨木市における地域活動への取組(参加)計画書(様式16)により確認を行う。										
注意事項											
配布資料	地域活動への取組(参加)状況報告書及び茨木市における地域活動への取組(参加)計画書(様式16) 茨木市における地域活動への取組(参加)実績報告書(様式16-1)										
その他	茨木市における地域活動への取組(参加)計画については、市が主催若しくは共催する清掃活動等への参加計画										

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(5) 灾害時の業務体制	提出書類の内容等は、仕様書に規定されたものと見なす。	
評価点	総点数	200点	個別点	5点		
評価内容 項目 詳細	1.災害時等における業務履行体制					
	1.災害時等に契約業務を適正に履行するための交通手段や人員確保等の社内体制を評価する。					
提出書類	災害時等の業務履行体制提案書(様式17)					
加点方法	災害時又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に履行するため、交通手段の確保や代替人員の確保等、緊急時等に業務を適正に履行するための社内体制の整備状況を評価する⇒5点					
評価時確認方法等	提案内容の有効性・実現性を確認するため、マニュアル等の根拠資料の提出を求めるとともに、必要に応じヒアリングを行う。					
履行担保方法						
契約認期方法中の	当該業務の履行期間中に、提案の内容を実施すべき事態が生じたときは、その対応状況について、報告書(任意書式)の提出を求め、提案に基づく対応がなされたかについて、確認を行う。					
注意事項						
配布資料	災害時等の業務履行体制提案書(様式17)					
その他						

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(5) 災害時の業務体制	提出書類の内容等は、仕様書に規定されたものと見なす。	
評価点	総点数	200点	個別点	5点		
評価内容 項目 評価内容 詳細	2.災害時等の本市への協力体制					
	1.災害時等に通常業務以外における本市への柔軟な協力体制を評価する。					
提出書類	災害時等の本市への協力体制提案書(様式18)					
加点方法	災害時等に通常業務以外における本市への柔軟な協力体制についての提案の有無及び内容→5点					
評価時確認方法等	提案内容の有効性・実現性を確認するため、根拠資料の提出を求めるとともに、必要に応じヒアリングを行う。					
履行担保方法						
契約認期間方法中の	当該業務の履行期間中に、提案の内容を実施すべき事態が生じたときは、その対応状況について、報告書(任意書式)の提出を求め、提案に基づく対応がなされたかについて、確認を行う。					
注意事項	「通常業務以外における本市への柔軟な協力体制」とは、当該契約施設が被害にあったときに、本市職員が災害対策業務や通常業務が執行できるように、同施設において、当該業務以外でどのような協力が可能なかの提案を重点的に評価する。 ※提案の内容が有効性・実現性がないと認めた場合は、評価の対象としない。					
配布資料	災害時等の本市への協力体制提案書(様式18)					
その他						